

文京区特定不妊治療費融資あっせん・利子補給制度

◇制度の概要◇

文京区在住で、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受ける予定のある方に対し、治療費の融資あっせん・利子補給を行います。

◇あっせんの要件◇

- ① 特定不妊治療の開始前であること
- ② 特定不妊治療を受ける者または配偶者が文京区に住民登録があること
- ③ 住民税を滞納していないこと
- ④ 「東京都特定不妊治療費助成事業」における指定医療機関で治療を受けること
（指定医療機関は、東京都のホームページにてご確認ください）
- ⑤ 資金の返済及び利息の支払い能力があること

◇融資条件◇

融資額	契約利率	利子補給 (区負担)	実質利率 (借受者負担)	返済方法及び期間
1回の治療につき50万円以内 最大5回(250万円)まで	年2.9%	年2.0%	年0.9% ※別途保証料あり	元金均等、毎月返済 5年(60か月)以内 ※据置期間なし

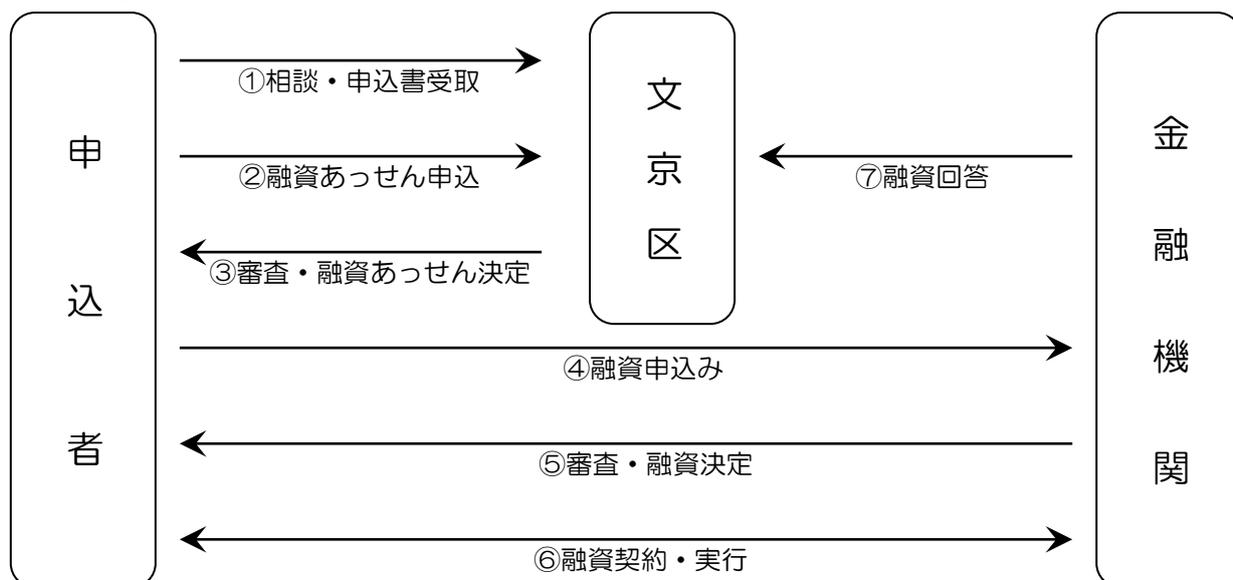
返済期間中に文京区から住民登録がなくなった場合は、その時点で利子補給を中止いたします。

◇必要書類◇

- ① 特定不妊治療費融資あっせん申込書
- ② 特定不妊治療予定書
- ③ 申請者及び配偶者の住民票
（続柄(夫、妻、未届の夫、未届の妻等)の記載のあるもので、申請日から3か月以内に発行されたもの）
- ④ 申請者の戸籍謄本
（申請者又は配偶者の住民登録が文京区外の場合や③に続柄が記載されていない場合のみ必要）
- ⑤ 申請者の直近の所得金額を証明するもの
（源泉徴収票・確定申告書の控え(税務署受付印のあるもの)・課税証明書等）
- ⑥ 申請者の前年度（4月～6月に申込む場合は前々年度）の住民税納税証明書

*金融機関との契約の際は、このほかに必要な書類があります。

◇申込みから融資実行まで◇



◇個人情報について◇

特定不妊治療費融資あっせんに際して取得する個人情報は、ご本人の同意を得ることなく、他の目的に利用し、また第三者に提供することはありません。

◇注意事項◇

- ① この融資に保証人は必要ありませんが、各金融機関で保証会社による審査を行う場合があります。保証会社による審査の有無については、各金融機関にお尋ねください。
- ② 利子補給は文京区から金融機関へ行います。
- ③ 次の場合、融資あっせんの取消し、利子補給の中止をすることがあります。
 - ・ 申込内容に偽りがあることが判明したとき
 - ・ 融資した資金を特定不妊治療に使用していないことが判明したとき
 - ・ 返済金及び利息の支払を怠ったとき
- ④ 治療を受ける方と申請者が別の場合でも、返済まで申請者が債務を負うこととなります。
- ⑤ 返済期間中に文京区から住民登録がなくなった場合は、その時点で利子補給を中止いたします。
- ⑥ この制度の利用を希望する場合は、治療開始前に下記問合せ先までご相談ください。

◇融資あっせん申込・問合せ◇

文京区保健衛生部健康推進課（文京シビックセンター8階） TEL03-5803-1961

◇取扱金融機関◇

令和4年4月1日現在

金融機関名	支店名	住所	電話番号
朝日信用金庫	小石川支店	文京区春日 1-11-8	3812-2261
	神明支店	文京区本駒込 5-73-10	5685-5011
	根津支店	文京区千駄木 2-44-3	3822-2411
	湯島支店	文京区湯島 2-1-5	3814-5261
	上野支店	台東区上野 4-8-11	3831-0216
	大塚支店	文京区大塚 5-9-2 新大塚プラザ2階	3947-3555
巣鴨信用金庫	春日町支店	文京区小石川 1-12-14	3818-8511
	水道支店	文京区水道 2-1-20	3814-3811
瀧野川信用金庫	白山支店	文京区白山 2-38-11	3814-8931